

インフルエンザ予防接種がはじまります！

65歳以上の方 今年度も無料で1回受けられます！

インフルエンザにかかると気管支炎や肺炎などの合併症を起こしやすく、重症化する傾向にあります。ウイルスは、せきやくしゃみによって空気中に広がり、強い感染力を持っています。早めの予防接種でインフルエンザから身体を守りましょう！

また、インフルエンザの症状と類似している新型コロナウイルス感染症の流行が重なることも想定されるため、早めに予防接種を受けましょう。

対象者 (1) 65歳以上の方(接種日時点)

(2) 60歳以上65歳未満の者で、心臓、じん臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が殆ど不可能な程度の障害を有する者。

接種に係る自己負担 0円 ※助成は1回目の接種のみ

▲ **接種前の注意点** 対象者(1)の方は、予診票を送付しますので、恩納村役場発行の予診票をご使用ください。対象者(2)の方は、健康づくり係までご連絡ください。予診票をお送りします。

予防接種の実施期間 令和4年10月1日～令和5年2月末

※実施期間を過ぎると全額自費となりますのでご注意ください。

※各自にて医療機関へ電話予約を行い、接種してください。

※医療機関によってはワクチンの在庫が切れている場合等がありますので、必ず医療機関へ確認し、予約のうえ接種してください。

※詳細は、チラシ、村ホームページまたは健康保険課でご確認ください。

お問い合わせ：健康保険課 健康づくり係 ☎966-1217

村内事業者応援一時支援金の申請は 10月末までです。

新型コロナウイルス感染症の影響及び今般の原油価格・物価高騰に直面している事業者への経営支援のため、予算の範囲内で支援金を給付いたします。

9月5日時点の支援決定件数：個人事業者 49件 中小法人事業者 32件

支援金予算額に達し次第、受付終了となります。

支援対象の要件

①～③全てを満たすこと

① 令和4年1月1日時点で恩納村内に本社を有する中小法人及び住所を有する個人事業者。

② 令和3年度及び令和4年1期分の村民税等に滞納がないこと(恩納村役場 税務課にて書類発行)

③ 国の事業復活支援金を受給している事業者又は事業復活支援金受給要件と同程度と確認できる事業者。

※詳細は、役場及び商工会ホームページにてご確認ください。

支援金について

※1回給付

(事業者単位であり、事業所[店舗]単位ではありません)

個人事業者 10万円 法人事業者 20万円

支援金の申請受付期間

令和4年8月15日(月)～令和4年10月31日(月)
(土、日、祝日を除く)

支援金の申請受付窓口

恩納村商工会(村コミュニティセンター内)

お問い合わせ：【申請に関する事】 恩納村商工会(業務受託先) ☎966-8258

【事業全般に関する事】 恩納村役場 商工観光課 ☎966-1280